

令和2年度

高等学校・高等専門学校在学対象

三重県高等学校等修学奨学金 緊急採用申込みのご案内

緊急採用

三重県では、学習の意欲がありながら、経済的な理由で高等学校等（高等学校及び高等専門学校）で修学することが困難な生徒に対し、無利子で奨学金の貸与を行っています。

奨学金は、卒業後に返還していただき、次の世代の人達が利用する奨学金のための資金として引き継がれていきます。

1 緊急採用とは

緊急採用は、家計が急変したなど、緊急時に奨学金の申込みができる制度です。

家計の急変とは、①父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由により、その属する世帯の家計が急激に悪化した場合又は悪化することが明らかな場合、②火災又は自然災害等により、その属する世帯の家計に深刻な影響を受けることになった場合、③その属する世帯の長期間の経済的な困難の継続によって修学に困難を生じることになった場合をいいます。

2 対象者の条件（以下の全てを満たす必要があります。）

- ・ 保護者（本人が成人の場合は本人）が三重県内に住所を有している。（保護者は連帯保証人となります。）
- ・ 本人が高等学校等に在学している。
- ・ 家計急変事由により世帯の収入額が一定の基準以下である。（※）
- ・ 学習意欲があり、学業を確実に修了する見込みがある。
- ・ 奨学金返還について保護者以外に連帯保証人を選任できる。

（※）「一定の基準」とは、およそ次のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

世帯の人数	3人以下	4人	5人	6人	7人	8人以上
対象となる収入額の上限	540万円	650万円	740万円	840万円	940万円	1,040万円

※ 世帯の人数に祖父母等は含みません。

3 貸与金額

高等学校等の種別	修学費（月額）	修学支度費（入学時一時金）	備考
国公立	8,000円、13,000円、18,000円 又は23,000円	40,000円又は80,000円	・ 修学支度費は1年生の4、5月採用者のみ ・ 修学費又は修学支度費いずれか一方のみの利用も可 ・ 無利子です
私立	20,000円、25,000円、30,000円 又は35,000円	50,000円又は100,000円	

4 申込方法

- ・ 申込先：【県内校在学者】在学している学校、【県外校在学者】三重県教育委員会事務局
- ・ 申込時期：随時申込みを受け付けています。
- ・ 提出書類：申込書の他に、住民票、保護者の所得課税証明書・現在の収入がわかる書類等が必要です。
※詳しくは在学する学校（県外校在学の方は三重県教育委員会事務局）にお問い合わせください。

5 その他

- ・ 貸与を受けた奨学金は、卒業後に返還していただきます。返還期間は12年以内（貸与総額が一定額以上の場合は15年以内又は18年以内）です。なお、大学等に進学された場合等には、返還猶予の申込みができます。
- ・ 申込時に、保護者以外の連帯保証人（原則、県内在住で貸与開始月の初日現在で65歳以下の返済能力のある成人の方）1名が必要です。また、貸与決定後、連帯保証人の印鑑登録証明書が必要になります。

詳しい情報は、三重県教育委員会のホームページ「三重の教育」から鉛筆のパナーをクリック！



お問い合わせ先：在学する学校 又は
三重県教育委員会事務局 教育財務課 奨学金担当
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-2944（奨学金専用ダイヤル）
受付時間 8:30～17:00（平日のみ）